

佐賀県虹の松原学園給食調理等業務委託最低制限価格制度事務処理要領

1 目的

この要領は、佐賀県虹の松原学園が発注する給食調理等業務委託の競争入札において実施する最低制限価格制度に関して、佐賀県財務規則（平成4年佐賀県規則第35号。以下「規則」という。）第107条第2項に基づき最低制限価格の算出方法を定めるとともに、最低制限価格制度の適正な実施のため必要な事項を定めるものとする。

2 適用の対象

佐賀県虹の松原学園給食調理等業務委託最低制限価格制度は、競争入札により設計価格が100万円を超える給食調理等業務の委託契約を締結しようとする場合について適用する。

3 最低制限価格の設定基準

最低制限価格は、予定価格に10分の8.5を乗じた額とする。

4 運用の事務手続

(1) 予定価格調書等

- ① 最低制限価格の欄には、予定価格に10分の8.5を乗じて算出した最低制限価格（千円未満の金額は切り捨てる。）を記載し、入札書比較最低制限価格の欄については最低制限価格を100分の110で除して得た額を円単位まで記載するが、1円未満の端数を生じた場合は、その端数を切り上げた価格を記載するものとする。
- ② ①により予定価格及び最低制限価格を記載した予定価格調書は封筒に入れ封印し、入札を行う際に、当該競争の場所に置くものとする。
- ④ 予定価格調書の様式については、別添様式によるものとする。

(2) 入札公告

- ① 契約事務担当者は、入札公告において最低制限価格を設けている旨の周知を徹底する。
- ② 最低制限価格を設けていることを明記していない場合は、適用の対象としてはならない。

(3) 入札執行

- ① 入札執行者は入札の執行に際して、最低制限価格が設定されている旨を伝達する。
- ② 入札の結果、入札書比較最低制限価格を下回る価格で申込みをした者がある場合は直ちにその者を失格とし、入札書比較価格及び入札書比較最低制限価格の制限の範囲内の価格をもって申込みをした他の者のうち、有効な入札を行い、かつ、最低の価格をもって申込みを行った者を落札者とする。

- ③ 前記②において落札者とすべき者がいない場合は、再度の入札を行う。
- ④ 入札失格者に対しては、その根拠規定が地方自治法施行令（昭和 22 年政令第 16 号）第 1 6 7 条の 1 0 第 2 項及び規則第 1 0 7 条にあたることを説明する。

附 則

この要領は、令和 4 年 5 月 1 日から施行する。

別紙

予定価格調書

委託業務名			
履行場所			
期間			
項目	金額	備考	
予定価格	入札書比較価格	¥ _____	①
	消費税及び 地方消費税額	¥ _____	②=①×0.1
	計	¥ _____	③=①+②
最低制限価格 (注1)	最低制限価格	¥ _____	④=③×8.5/10
	入札書比較 最低制限価格	¥ _____	⑤=④×100/110 (円未満切り上げ)
予定価格及び最低制限価格等の算定の基礎			

- 注 1 入札時の最低制限価格は、入札書比較最低制限価格(上記⑤)の金額とすること。
- 2 最低制限価格等の欄には、佐賀県財務規則第106条第2項又は第107条第2項の規定により定めた金額を記入すること。
- 3 予定価格及び最低制限価格等の金額の頭書に収支等命令者の私印を押すこと。